

2023.6.19

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆2023 年度 第 1 回 保育所サポートデスク ウェビナーを開催します◆

昨今、教育・保育施設等において、各種メディアで報道されるような、いわゆる重大事故が相次いでおり、保育・教育業界における安全管理等に対して、保護者のみならず、社会全体からも厳しい目が注がれております。

今回の保育所サポートデスクのウェビナーでは、福祉施設のリスクマネジメントの専門家である堀江健氏をお招きし、リスクマネジメントの考え方や事例を踏まえた方策、事故防止活動の進め方などをお話しいただきます。

詳細は添付の開催要項をご参照ください。

会員園の皆様（経営層や園長、現場管理の主任・主幹教諭、一般の職員の方など）は無料でご参加いただけます。

複数名でも参加できますので、お気軽に参加ください。

【セミナーの申込方法】

- 1) このメール（supportdesk@fukushi-hyouka.net）への返信にてお申込み
（メールの場合、1、法人もしくは園名 2、参加予定者 をお知らせください）
- 2) 別紙申込用紙（添付 PDF）にご記入のうえ、F A Xにてお申込み
- 3) 下記URLの専用フォームよりお申し込み

https://childcaresupport.net/about-seminar/seminar_entry

（ご入力いただいた情報はSSL通信にて保護されて送信されます）

当日は、インターネット環境に接続できるパソコンを事前にご準備ください。

（パソコンを推奨しますが、スマートフォンやタブレットでも参加可能です。）

皆様のご参加をお待ち申し上げます。

◆ 処遇改善等加算Ⅲの算定対象人数の算出方法が示される ◆

6月7日、こども家庭庁から通知「施設型給付費に係る処遇改善等加算について」が発出されました。

この通知により、公定価格単価表や留意事項通知において“別に定める”とされていた、処遇改善等加算Ⅲの算定対象人数の算出方法も初めて示されました。処遇改善等加算Ⅱと同じように、「処遇改善等加算Ⅲ 加算対象職員算定表」が Excel で公開されており、児童数や加算の適用状況等を入力すれば算定対象人数が算出できるようになっております。

前述の Excel ファイルについては、保育所のシートにおいて修正された箇所もあるようですので（分園がない場合は、分園の算定対象人数（L38 のセル）を 0 にすれば問題ありません）、自治体から周知される最新のファイルを活用されることをおすすめいたします。

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和 5 年 6 月 7 日付け通知）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/d5a19e0f/20230401_policies_kokoseido_10.pdf

別紙様式

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/78b1f47f/20230401_policies_kokoseido_11.xlsx

<参考>

比較表

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/a971e475/20230401_policies_kokoseido_12.pdf

平均年齢別児童数計算表

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/75a87c07/20230401_policies_kokoseido_13.xlsx

処遇改善等加算Ⅱ 加算対象職員数計算表

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/6e1eae9e/20230401_policies_kokoseido_14.xlsx

処遇改善等加算Ⅲ 加算対象職員数計算表

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/93785bf1/20230401_policies_kokoseido_16.xlsx

（事務局よりコメント）

処遇改善等加算の通知について、処遇Ⅲの部分のみ抜粋したものを事務局で作成しまし

たので、よろしければご参考になさってください。

また、同通知の中で処遇Ⅲに関してとても重要な部分があります。

賃金の改善の方法において、「処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと（注）を前提に行う」とされておりますが、この（注）には以下の記載があります。

～～～（注）抜粋～～～

「加算Ⅰのキャリアパス要件を満たさなくなる等により賃金改善要件分に係る加算率が減少する場合や令和５年度における加算Ⅲ算定対象人数の算定に伴い令和４年度と比べて加算額が減少する場合（利用する子どもの数の減少や加算の適用月数の違いによる影響を除く）については、減少する加算額に相当する部分はこの限りでない。

～～～（注）抜粋終了～～～

実際に園児数の減少が生じた園もあるでしょうから、対象となった園は令和５年度にこの制度をしっかりと認識したうえで、下げるのか、それとも維持させるのかなど、判断なされることが大切です。

そのうえで、処遇Ⅰの賃金改善要件分や人勧分、処遇Ⅲは、「改善を行う賃金の項目もの」となるため、それ以外の項目を下げるということになります。通知文の解釈がやや難しいため、自治体によって解釈や判断が異なる可能性もあります。もし園で上記の赤字部分に該当する状況があれば、今年度の計画申請時に、事前に自治体に確認しておくことより適切な処理ができると考えられます。

◆公定価格に関する FAQ が更新される◆

上掲の処遇改善通知と同日に、公定価格に関する FAQ (Ver.22) も公表されております。

修正された問が５問ありますが、「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）」の発出や、令和５年度より公定価格における「定員を恒常的に超過する場合に係る別に定める調整率」が超過の度合いに応じて定められたことに伴う文言整理などがなされています。

追加された問では、「小学校接続加算/主幹教諭等専任加算/主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合」における「小学校との交流活動」や、認定こども園や幼稚園の「施設関係者加算」における公開保育について、「オンラインでの交流、オンラインでの実施も可」と示されました。

詳細はリンク先の FAQ をご参照ください。

公定価格に関する FAQ（よくある質問）（Ver.22）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/9c73bbd3/20230401_policies_kokoseido_09.pdf

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331（代表） FAX 050-3488-7866

|||||